

# 中野区教育委員会会議録

平成27年第2回定例会

平成27年1月16日

中野区教育委員会

平成27年第2回中野区教育委員会定例会

○日時

平成27年1月16日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時32分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会委員長 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 大島 やよい

教育委員会教育長 田辺 裕子

○出席職員

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 石濱 良行

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 伊東 知秀

教育委員会事務局指導室長 川島 隆宏

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 伊藤 正秀

健康福祉部副参事（健康・スポーツ担当） 石濱 照子

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 片岡 和則

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会委員長 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

7人

○議題

1 議決案件

(1) 第1号議案 平成26年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について

2 協議事項

(1) 中野区社会教育委員の廃止について

3 報告事項

(1) 委員長、委員、教育長報告

① 1月9日 小学校長会との意見交換会

② 1月12日 2015年中野区成人のつどい

(2) 事務局報告

## ○議事経過

午前10時00分開会

小林委員長

おはようございます。教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

なお、本日の協議事項に関連して、健康福祉部、健康・スポーツ担当、石濱副参事に出席を求めていますので、ご承知おきください。

ここでお諮りをいたします。本日の議決案件、第1号議案「平成26年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」は、非公開での審議を予定しています。

したがって、日程の順序を変更し、議決案件、第1号議案の審議を日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、議決案件、第1号議案の審議を日程の最後に行うことに決定いたします。

<協議事項>

小林委員長

それでは、協議事項「中野区社会教育委員の廃止について」の協議を行います。

担当から説明をお願いいたします。

副参事（健康・スポーツ担当）

それでは、お手元の資料に基づきましてご説明を申し上げます。

「中野区社会教育委員の廃止について」でございます。

理由といたしましては、社会教育委員は社会教育法の定めにより設置することができることとされており、中野区におきましては、中野区社会教育委員の設置に関する条例に基づき設置してございます。

その職務は、社会教育に関して教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案し、教育委員会の諮問に応じ意見を述べ、必要な調査研究を行うこと。また、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付する場合には、あらかじめ教育委員会が社

会教育委員の会議の意見を聴くこととしております。

これまで、社会教育委員からは参画型社会を育む区民の学びと社会教育行政の課題等について答申を得て、社会教育行政に反映をしております。しかし、近年社会教育を取り巻くさまざまな社会事情の変化等もございまして、平成14年以降は諸計画の立案、調査研究、諮問等を行われておらず、社会教育委員としての役割は終えていることから、廃止するものでございます。

なお、現在社会教育関係団体への補助金として交付をしていますスポーツ団体への補助につきましては、社会教育委員の廃止後は中野区保健福祉審議会の意見を聴くものいたします。

次に、関係条例の廃止等についてでございます。社会教育委員の廃止に伴いまして、関係条例の廃止等の手続を行います。

「中野区社会教育委員の設置に関する条例」の廃止。それに伴いまして関係規則の廃止でございますが、「中野区社会教育委員会議規則」の廃止、「中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」中の社会教育委員に関する事項に係る規定の削除でございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行することとします。

次に、裏面をごらんください。今後のスケジュールでございます。来週1月23日に教育委員会第3回定例会におきまして、「中野区社会教育委員の廃止について」及び「中野区社会教育委員の設置に関する条例の廃止手続について」の議案を提出し、2月区議会の第1回定例会におきまして、「中野区社会教育委員の設置に関する条例を廃止する条例」の議案を提出いたします。3月に教育委員会に、先ほど申し上げた関係規則の廃止等に係る議案を提出する。こういった予定でございます。

ご説明は以上です。

小林委員長

それでは、各委員からご質問・ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

現時点で、中野区社会教育委員の方はいらっしゃるのでしょうか。

副参事（健康・スポーツ担当）

現在、第22期の社会教育委員が、昨年9月5日をもって委嘱期間が終了しております。その後、委嘱行為はしてございません。

渡邊委員

ありがとうございます。

もう1点なのですが、社会教育委員の仕事のうちの、諸計画立案・研究などは行われていないということで、そこで最後のところに「社会教育団体に対し補助金を交付する場合」と書いているのですが、現在その説明の中に、「社会教育団体への補助金として交付しているスポーツ団体」という書き方になっているのですが、これはスポーツ団体以外に社会教育団体への補助金として行われているものはないということなのでしょうか。

副参事（健康・スポーツ担当）

おっしゃるとおりでございます、現在スポーツ団体のみ補助金でございます。

渡邊委員

ありがとうございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

大島委員

社会教育委員の仕事というのが、いま一つあまりイメージがわからないのでお尋ねするのですが、「社会教育に関する諸計画を立案し」とあるのですが、今は行われていないということなのですが、過去には例えばどのようなことをやっていたのでしょうか。

副参事（健康・スポーツ担当）

昭和37年から社会教育委員という形でずっとございまして、過去のことを振り返りますと、例えば社会教育行政の体系化と今後の振興策についてですとか、中野区民の生涯学習を支える社会教育はどうあるべきかですとか、それから生涯学習時代における社会教育の課題、こういったことが議題になってございました。

大島委員

そうしますと、わかりやすいイメージで言うと、今生涯学習などということの中野区でも進めているわけですが、そういう関係でなかの生涯学習大学とか、社会人向けの教育なども行われているわけですが、例えばそんなようなことをされているのも一つの仕事だったと理解していいのでしょうか。

副参事（教育・スポーツ担当）

社会教育というものの定義といいますのが、学校教育法による教育活動を除いた青少年

及び成人に行われる組織的な教育活動ということで、社会教育法に定義されておりますが、先ほどご説明申し上げましたように、法の趣旨自体は変わっておりませんが、現在はもっと幅広い概念といたしまして、生涯教育・生涯学習、そういった概念が出てまいりまして、そういった幅広い概念のもとに、現在でも委員のご指摘のように、なかの生涯学習大学、それからいずみ教室と社会教育に係る事業は現在も行っております。

大島委員

そうしますと、過去にさかのぼってはそういう社会教育を進めるに当たって、社会教育委員の計画の立案等が大きな役割を果たしていたのだけれども、その後いろいろ発展してきたので、一言で言うと役割がほぼ終わったということによろしいのでしょうか。

副参事（教育・スポーツ担当）

そのように考えてございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

教育長

今、大島委員からも社会教育委員の役割というお話がありました。石濱副参事の説明にもありましたように、近年は社会教育という概念だけに捉われずに、それこそ健康づくりですとか、それから高齢化時代を迎えて生きがい対策とか生きがいづくりという意味では、さまざまな分野がかかわっているというか、そういう状況になっています。

資料にもありますように、保健福祉審議会の中のさまざまな議論の中でも健康づくりにかかわって生きがいづくりですとか、仲間づくり、あるいは地域コミュニティにかかわるような、そうした施策なども提案されていますし、また施策の中でも保健福祉部だけでなく、地域支えあい推進室の中でそうした対応を行っているということで、あるいはもっというと、都市政策推進室の中では産業振興の中で観光とかまちづくりとかという中でも、生涯学習にかかわるような事業も行っているという中では、区政全体としてこれからも生涯学習について、区民の生きがいや健康づくりということで進めていく必要があると思っております、発展的に解消していくというように私は理解しています。

1点だけなのですが、理由の一番最後にあります、先ほども議論がありましたけれども、スポーツ団体への補助をしていくこと、これに関しては保健福祉審議会で見解を聴取するということなのですが、この意見を聴取するところが保健福祉審議会であるというのは、何か理由、あるいは根拠があったりすることなのではないでしょうか。

副参事（健康・スポーツ担当）

スポーツ基本法第35条に、社会教育関係団体であるスポーツ団体に対して補助金を交付する場合には、条例の定める審議会その他の合議制の機関の意見を聴くこととなってございます。それを根拠にいたしまして、保健福祉審議会の中でそういったふうにする予定でございます。

小林委員長

もし、わかれば参考までに教えていただきたいのですが、23区の場合、このような形で廃止している区は、実際にどれぐらいありますかでしょうか。

副参事（健康・スポーツ担当）

現在、平成25年度ですけれども、社会教育委員を委嘱していない区が13区でございます。

また、東京都の社会教育委員の設置に関する条例も、平成26年4月に廃止となっております。

小林委員長

わかりました。

これらの先行してもう廃止している区から、何かそれに関して支障があるとか、そういう話は特にございますか。

副参事（健康・スポーツ担当）

そういったことはございません。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この中野区社会教育委員の廃止については、協議が整ったことを確認したいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なし）

小林委員長

異議ございませんので、本件につきましては、次回議決案件として審議をしたいと思えます。

以上で、協議事項を終了いたします。

健康・スポーツ担当石濱副参事、本日はご出席ありがとうございました。どうぞ、ご退室ください。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

小林委員長

次に、報告事項に移ります。

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、1月9日の第1回定例会以降の委員の主な活動について一括して報告いたします。

1月9日金曜日、小学校長会との意見交換会。全委員が出席をいたしました。

1月12日月曜日、「2015年中野区成人のつどい」。田中委員、田辺教育長、そして私、小林が出席をいたしました。

1月9日の午後に行われた、小学校長会との意見交換会ですが、テーマは「通常学級における特別支援教育について」ということで、意見交換をいたしました。

意見交換というよりも、私ども教育委員が、小学校における特別支援教育の実態をいろいろと伺うということで、日常の特別支援教育の課題、さらには成果、そういったものをいろいろ伺いまして、大変参考になったということでございます。

今後、さらに特別支援教育を充実させていくために、私どもも新たに力を尽くしていく必要性を強く感じたところでございます。

1月12日の「中野区成人のつどい」ですけれども、成人を迎えた人々が多く集まってきましたけれども、成人式の会場で何かいろいろと問題を起こすなどというような、そういったことは一切なく、いわゆる成人の門出として非常にふさわしい式典であったと感じました。

私からの一括報告は以上でございます。各委員から補足等ございましたら、よろしくお願いいたします。

渡邊委員。

渡邊委員

私は、1月9日小学校長会との意見交換会のほうに出席させていただきました。

委員長から今報告がありましたように、特別支援教育の充実を図るということで、特別支援教育についての意見交換を行ったわけですけれども、今までは小学校の中にそういった特別支援学級を固定した学級として、指定した学校から通ってくる方法。そして今度から、先生が各学校に行く方法というような新たな取組についての説明を受けました。

特別支援教育の難しさとか大変さという話はありませんでしたが、中野区としては非常に積極

的に取り組んでいるということで、各校長先生の意気込みというか、特別支援教育に対する考え方というのは非常に充実したものであって、これがどういう形になるかというのはわからないですけれども、今後我々も少し勉強させていただいて、各学校に出向いて、その実態を確認して、よりよいものになればいいなという感想を持ちましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

小林委員長

大島委員。

大島委員

同じく、1月9日の小学校長会との意見交換会に出席いたしました。

いろいろな話が出たのですけれども、特に通常の学級における、特別に配慮を要する子どもたちの存在があって、その子たちに対する支援ということが、学校にとっても課題になっているというお話がありまして、授業中どこかに飛び出していってしまう子どもを探しにいくとか、先生方もいろいろとご苦労なさっていると。大変一生懸命に、そういう特別な配慮を要する子たちへの支援をしているという実例をお話されまして、先生方に大変頭が下がる思いを感じました。

どうしても小学校に上がる段階で、通常学級に入れたいというお気持ちの親御さんが多いと。入ってみると、もちろん子どもの中でも発達障害とか、多動性の子どもとかというような行動面の問題がある子、それから勉強の内容についていけないというような子と、いろいろいるわけですが、本当は特別支援学級に移ったほうが子どもの能力を伸ばすためにも、個性にあった教育をするためにもいいのだけれどもというようなお子さんでも、親御さんになかなかそれを理解してもらえない、受け入れないということで、先生方もそういう面で苦労されているというようなお話もありました。

中学校に入って学習が難しくなると、それで通常学級での学習が無理と親御さんもわかってくる例もあるとか、いろいろなお話を伺って、なかなか親御さんの、子どもの状態に対する理解というか、子どものためにはどういう教育がいいのだろうかということを親御さんに理解していただくとか、その辺がなかなか難しいと実感したところです。

それと、介助員を各学校に1名ずつ配置することになったわけですが、やはり学校からは1名では少ないというご意見がたくさん出たのですが、私たちも人数的にも手厚くしたいという気持ちはすごくあるのですけれども、予算的なこともあって、それはこれ

からもっと頑張らなければいけないという面だと思いました。

そのことで、いろいろなご苦勞のお話を伺って、参考にもなり、私たちももっと頑張っ  
て、どういう教育がいいのか考えていかなければいけないと思った次第です。

以上です。

小林委員長

ありがとうございました。

田中委員。

田中委員

私も1月9日の小学校長会との意見交換会に出席させていただきました。

まず報告を受けて驚いたのは、発達障害のお子さんが1割弱いらっしゃって、通常学級  
の中にそういうお子さんがいるということが現場では当たり前に近いような状況だという  
話を伺って、現場がいろいろ苦勞されていることを初めて知りました。

限られた施設、限られた人材の中で各学校がそれぞれ非常に工夫をされて、そういった  
お子さんとか親御さんに丁寧な対応をされているというところも、大変ありがたく感じま  
した。

これからも十分な施設、人材ということはなかなか難しいところがあると思いますけれ  
ども、私たちも知恵を絞って、少しでもそういったお子さんにいい教育ができればと感じ  
たところです。

それから、成人のつどいも私は初めて参加させていただきましたけれども、新成人が6  
人ですか、実行委員会をつくって、手づくりの式典でなかなかよかったと感じました。

同じ世代、1,000人以上の新成人が集まったわけですがけれども、考えてみるとこんなに同  
じ世代、同じ地域の人間があつまる機会というのは一生に一度なのかと思って、そういう  
意味では非常に貴重な機会だったのかなと感じました。

彼らが我々の背中を見て、これから育つのかと思うと、我々自身も襟を正さなければと  
感じたところです。また、区の皆さんも寒い中警備に当たられて本当にご苦勞さまでした。

以上です。

小林委員長

ありがとうございます。

田辺教育長。

田辺教育長

特にございません。

小林委員長

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、委員長、委員、教育長報告は以上で終了いたします。

事務局から報告事項はありますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

<議決案件>

小林委員長

続きまして、議決案件第1号議案「平成26年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」を上程いたします。

ここでお諮りをいたします。

本件は、人事案件になりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定しました。

恐れ入りますが、傍聴の方はここで会場の外へご退出をお願いいたします。

（傍聴者退席）

（以下、非公開）

小林委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第2回定例会を閉じます。

午前10時32分閉会